

明石市立図書館資料選定の指針（内規）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この指針は、「明石市立図書館資料収集方針」及び「明石市立図書館資料選定基準」に基づき、資料の選定について具体的な資料の種類及び範囲、考え方等を示すものである。図書館資料の収集、選定等に関し、必要な事項を定める。

第2章 資料種類別における考え方と選定基準

第1節 一般図書

（一般図書）

第3条 市民の要求や時代の流れに即応した資料、生活や情報に役立つ資料を収集する。

- 2 話題性のある図書や書評で取り上げられている図書、受賞した図書は積極的に収集する。
- 3 歴史的、社会的に評価の定まっているものを収集する。

（文庫本）

第4条 文庫本は出版点数も多く、内容的にも非常に多様化している。文庫本以外では出版されていない本、あるいは手に入らない本もあるので、次のような点に注意しながら積極的に収集する。

- （1）単行本が出版されているものについては、原則として単行本を入れる。ただし、利用本位に考えて便利な場合や利用の多い本の複本、資料性があると判断されるものは文庫本の購入に積極的に対応する。
- （2）文庫書下ろしなどで、単行本で出版されていないものは、できるだけ収集する。
- （3）単行本がすでに絶版になっていて開架にないものは、利用頻度を考慮しながら収集する。
- （4）文庫本化に際して、内容が改訂されているものは別の資料と考える。また、単行本にはない解説や年表等に資料的な特色を持つ文庫本については、その点を考慮して収集する。

（大活字本）

第5条 弱視の方ばかりでなく、高齢化社会の中で大活字本への要求はますます大きくなっていくものと考えられる。これに対応するため、積極的に収集する。

（ムック）

第6条 図書と雑誌の中間的資料であるムックの類は、図書として新刊案内等に載らない場合が多く、見落とされがちである。しかし、利用は多く、他では得られない内容のものも多いので、出版情報に注意を払い、的確に収集する。購入していない雑誌の別冊等も、必要に応じて図書として収集する。

第2節 参考図書

第7条 通読を目的とせず、主として特定の知識、情報を得るための資料を「参考図書」として収集する。レファレンスは貸出の幅広い基盤があってこそ活発に展開される。参考図書は、主にレファレンスに活用されることから、貸出からレファレンスにつながるように、それぞれの分野における調査研究に必要

な資料を幅広く収集する。

(1) 辞典、事典

手引きとして分かりやすく、コンパクトに解説があるような、いわゆる「読む辞典」については、貸出用とするか、あるいは貸出用とあわせ複本を収集する。

(2) 便覧、ハンドブック

参考図書にはなり得ないような内容のものもあるので注意する。

(3) 書誌

(4) 統計資料

(5) 年鑑

(6) 白書

(7) 人名録、団体や施設の名鑑

(8) 地図

(9) 法令集

(10) 資料集、史料集

(11) 図鑑

利用者にとっては貸出した方が使いやすい図鑑も多いので、参考図書としては、巻数・冊数が多いもの、館内での利用要求の高いもの、貸し出すよりも館内利用に適した内容のものなどを主とし、必要に応じて貸出用とあわせ複本を収集する。

(12) その他

一般書や雑誌の別冊にも参考図書に準じる資料があるので、必要に応じて収集する。

第3節 児童図書

(児童図書)

第8条 子どもたちが読書に対する楽しみや喜びを発見し、読書の習慣を形成する契機となるような資料を幅広く収集する。

(1) 子どもの豊かな成長を育むため、さまざまな興味や知識欲に合ったものを収集する。

(2) 読みつがれ評価の定まったものは特に収集する。

(3) 児童奉仕・児童書研究に関する資料も収集する。

(4) 外国語の資料も必要に応じて収集する。

(5) 調べ学習に必要な資料を収集する。

(6) 各項目で除外された資料も、展示・研究用としてならば受け入れることができる。

(絵本)

第9条 絵と文が調和しているものを収集する。評価の基準として、次のような点に留意する。

(1) 絵による表現力や芸術性があるか

(2) 子どもに親しまれる内容になっているか

2 長年読み継がれてきた絵本については、できるだけ漏れのないように収集に努め、可能な範囲で原書の絵本も収集する。また、現代の作品についても積極的に収集する。

- 3 科学絵本、知識の絵本については、ただ知識を与えるだけでなく、楽しみながら好奇心を満たしてくれるもの、さらに発展した世界への導きを感じさせるものを収集する。
- 4 幼児から大人までが利用することを考慮して、幅広く収集する。
- 5 しかけ絵本の中で、飛び出す絵本など破損しやすいものは、選択的に収集する。
- 6 赤ちゃん絵本については、言葉が簡潔でリズムカルであること、色と形の鮮明さ、あたたかさを感じられること、人との対話や楽しい遊びへと誘うことができることなどに留意する。

第4節 青少年（ティーンズ）向け図書

（ティーンズ向け図書）

第10条 中・高校生世代を中心に、10代が興味や関心を持っている分野および調べ学習に必要な資料の充実を図る。また、将来の進路や職業選択の指針となりうる資料、現代社会の動向や問題などの時代に即した事象をわかりやすく解説した資料など、成長・自立を助ける資料を選定する。

第5節 漫画

（漫画）

第11条 漫画は一つの文化として評価する。ただし、きわめて点数が多く、内容的な差も大きいいため、おおむね次のものに限る。

- （1）歴史的にすでに評価の定まっている優れた作品を主として、芸術性・時代性を兼ね備えた作品を収集する。
- （2）新しい作品については、受賞や書評等によってすでに高く評価されているものを主として選ぶ。
- （2）子どもも含めて幅広い層に親しまれる作品を選ぶ。
- （3）古い漫画、時代を表している漫画など、資料的価値を持った作品。
- （4）学習漫画及び漫画を用いた入門書、解説書など、多岐にわたる分野への理解に役立つものを収集する。
- （5）また、難しいテーマなどは、漫画を使って親しみやすく説明していること、わかりやすく説明されているかにポイントをおき、漫画を用いることの必然性など、内容的に優れているか否かで判断する。
- （6）多くの利用に耐え得るような、本の造りがしっかりしているもの。

2 漫画は、原則完結しているものを対象として収集する。

第6節 紙芝居

（紙芝居）

第12条 紙芝居は絵本とは異なる独自の魅力をもつ資料として評価する。収集にあたっては、おおむね次の点に留意する。

- （1）紙芝居の特徴を十分生かしたものであること。
- （2）ストーリー性が豊かで、子どもに親しまれ、喜ばれるものを中心とする。
- （3）子どもの生活や行事をテーマにしたものなど、子どもの成長段階を考慮しながら、幅広く収集する。

- (4) 高齢者向け紙芝居についても、生活・風習、落語など日本文化を子どもにも分かりやすく表現したものがあつたため、収集する。

第7節 外国語で書かれた資料

(外国語資料)

第13条 利用者の要求が多い英語の本を主としながら、必要に応じて他の言語へも収集の範囲を広げること努める。内容的には、おおむね次のものに限るが、実際に利用されるかどうかを見極めながら、少しずつ範囲を広げること努める。

- (1) 外国人向けに日本を紹介した本
- (2) 日本語の学習に役立つ本
- (3) 画集、写真集、デザインの本など、見る要素の強い本
- (4) 日本の文学作品が外国語で翻訳されている本
- (5) 評価の定まった文学作品やベストセラーなど

第8節 郷土資料（地域資料・行政資料）

(郷土資料)

第14条 郷土資料については、図書、雑誌、新聞、行政資料、団体や企業の機関紙（誌）など、形態に関わらず、可能な限り積極的に収集する。また、ここでいう郷土資料とは、地域資料と行政資料を合わせたものをいう。

- 2 郷土資料収集に対する図書館の姿勢としては、利用者にとって「明石のことを調べるには最適な図書館」を目指す。特に、明石市に関する資料については、できるかぎり幅広く徹底収集する姿勢で臨む。
- 3 郷土資料の充実のためには、図書館だけの収集努力だけでは限界があるので、資料に関する情報・寄贈・執筆などあらゆる面で、市民や県立図書館をはじめとする関係機関の協力を仰ぎ資料の収集に努める。

第15条 特に明石市で保存すべき郷土資料としてどのような資料を選定するのかが、地域の歴史や文化・産業等に理解を深められる資料であることがポイントとなる。収集にあたっては、下記の点に留意する。

- (1) 絶版の本でも、利用度の高いもの、資料的価値の高いものは、必要に応じて古書店等より収集することも検討する。
- (2) 地方出版社、小出版社の出版物は、書店に出ることが少なく、手に入りづらいため、利用者にとっては図書館が唯一の出会いの場となる可能性がある。また、品切れ、絶版等で手に入らなくなるケースも多いので、出版情報に注意をしながら収集する。
- (3) 出版の流通にのることのない、明石市内の地域や団体等が作成する発行物（チラシ、リーフレット）や地図、名物の説明書きなど明石に関する地域性の強いものは、発行情報などに注意をしながら、可能な限り収集する。

(地域資料)

第15条 兵庫県に関する資料は冊子形式のものを中心にできるだけ幅広く収集する。

- 2 明石市に関する資料は、図書、雑誌（例えば、市販雑誌・タウン誌・ミニコミ誌・官公庁刊行雑誌）

など冊子形式のものに限らず、網羅的に収集する。

3 「明石市に関する資料」とは、おおむね次のような資料を指す。尚、兵庫県に関する資料の場合もこれに準ずる。

(1) 明石市および明石市内の、現在および過去の事物を主題にした資料。

(2) 明石市在住、明石市出身、および明石市に深く関わった人物の著作、およびそれらの人物に関する資料。

4 ただし、一時的な在住者の場合は、明石市との関係の深さや、内容が明石市に関わっているかどうかで判断する。

(1) 内容的に特に明石とは関わりがなくて、一般的な資料として利用されるような資料は、一般資料として収集する。

(2) 明石市出身の人の著作は（現在活躍中の小説家の作品や、学者の著作等）、一般書としても積極的に収集し将来の保存に備える。

(行政資料)

第16条 郷土資料としての行政資料については、以下の点に留意する。

(1) 明石市に関係する資料は網羅的に収集する。

(2) 兵庫県および県内の市町村の関係は、特に重要なもの、市民の要求の高いもの、明石市と関係のあるものを中心に収集する。

第2章 逐次刊行物（雑誌・新聞）

(逐次刊行物)

第17条 情報を迅速に伝達する逐次刊行物は、一般的なものから学術的・専門的なものまで、特別高度なものを除いて、選定の対象とする。

第1節 雑誌

(雑誌)

第18条 雑誌は、最新の情報源として、また、市民の暮らしや楽しみのためにも、市民の要求は非常に高く、図書館の魅力をつくる大きな要素のひとつとなっている。このため、あかし市民図書館においても西部図書館においても、積極的に、幅広く収集する。

2 一般向けの雑誌を基本として収集する。ただし、専門性の高い雑誌も、利用頻度の高いものは積極的に収集する。

3 各分野にわたり、基本的な雑誌はできるだけ収集する。

4 各年齢層に適した雑誌を幅広く収集する。たとえば女性雑誌も若い人たち向けのものから年輩向けのものまで収集する。利用頻度のみを考慮して、特定の層向けのものに偏らないよう注意する。

5 最新の情報を特に必要とする分野の雑誌は積極的に収集する。

6 図書以上に実用性の高い雑誌は積極的に収集する。

7 特集を中心に、内容的にいつまでも利用できる雑誌は、資料性も考慮して収集する。

8 書店にはあまり置いてないようなマイナーな雑誌やローカルな雑誌にも注意し、優れた内容のものは努めて収集する。

9 図書では得られない情報源としての雑誌は注意して収集する。

- 10 郷土関係の雑誌は網羅的に収集する。
- 11 ある分野の雑誌で同種のもので何種か出ていて、要求度にも差がないと判断される場合は、できるだけ各館で分担して収集する。
- 12 PR誌などの小冊子にも興味深い内容のものが多いので、寄贈などにより、きめ細かく収集する。
- 13 雑誌購入についてのリクエストは次年度の購入において参考にする。

第2節 新聞

(新聞)

- 第19条 新聞は全国主要紙を中心に適宜地方紙、専門紙及び児童用も収集するが、縮刷版は収集しない。
- 2 郷土関係の一般的な新聞は、あかし市立図書館においては可能な限りすべて収集する。
 - 3 各ジャンルの新聞は利用頻度を考慮しながら、寄贈も含めてできるだけ幅広く収集する。ジャンルとしては、次に例示する。
 - (1) 経済紙、スポーツ紙、読書関係、外国語、業界紙、自治体広報紙、こども向け新聞等。
 - 4 当該分野で何種類か発行されているようなものは、要求の度合いに差がないと判断される場合は、できるだけ各館で分担して収集する。

第3章 視聴覚資料

(視聴覚資料)

- 第20条 活字以外のメディアからも情報、知識、楽しみを得られるよう、視聴覚資料の収集を行う。
- 2 情報、知識、実用等、さまざまな面で図書館資料全体における視聴覚資料の位置づけと、図書館としての役割に留意しながら、技術の進展に合わせ最適な媒体ものを収集する。
 - 3 視覚及び聴覚に障がいがある方等の利用に配慮された資料なども収集する。
 - 4 明石市に関する人物、地域に関する映像や音源等、郷土資料として考えられる資料は収集する。

(映像資料)

- 第21条 映像資料としては、図書館での使用の許諾を著作権者から得られている作品を収集する。
- 2 客観的評価に留意し、著名な演者・製作者の代表作品や、有名賞受賞作品などを中心に収集する。

(録音資料)

- 第22条 録音資料は、文学作品の朗読作品や音楽、落語など資料のバランスを考慮しながら、幅広い分野を収集する。

第4章 その他の資料

(電子資料)

- 第21条 データベースやデジタル資料などは収集の際、市民の要求や有用性を十分考慮する。

(インターネット情報)

- 第22条 有用なインターネット情報を幅広く積極的に収集する。
- 2 使いやすいリンク集の作成に努め、レファレンスサービス等への活用を図る。
 - 3 特に地域のインターネット情報については、必要な情報源の把握に努める。

(ユニバーサル資料)

第23条 通常の活字資料では利用しにくい利用者に配慮し、大きな活字の資料や点字資料・録音資料等を収集する。

第5章 寄贈資料の取扱い

(寄贈資料)

第24条 寄贈は、利用方法など全てを図書館に任せてもらえることを前提とする。寄贈資料は、図書館に対する市民の期待と信頼によるものと受け止め、図書館資料の充実や補充のため、「明石市立図書館資料収集方針」及び「明石市立図書館資料選定基準」を適用し、また、当該内規を選定する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、寄贈を受け付けない。なお、郷土資料や貴重な資料はこの限りではない。

- (1) 破損・汚損、書き込み等のある資料
- (2) 寄贈者の名前のある資料
- (3) 学習参考書や問題集
- (4) 最新ではない百科事典・辞典・全集類
- (5) 視聴覚資料（特に、映像資料は著作権上の制限があるため）
- (6) 図書館で継続購入していない雑誌

第6章 主題別における考え方と選定基準

第25条 各分野・分類における詳細な基準は別表1及び別表2のとおりとする。

1 一般図書

別表1

| 区分 | 分類 | 類別収集基準 |
|--------------------|----|--|
| 総記・図書館・書誌学・百科事典・叢書 | 0類 | <ul style="list-style-type: none"> ① 図書館・書誌学に関する資料は、図書館以外の機関ではほとんど見られないことを考慮し、学術研究書も含めて収集する。 ② 知識、学問については新しい研究に配慮し、各分野にわたって収集する。 ③ 百科事典・年鑑などは豊富な資料を収集する。 ④ 情報科学に関する資料は、最新の情報を提供できるように留意して収集する。 |
| 哲学・心理学・倫理学・宗教 | 1類 | <ul style="list-style-type: none"> ① 哲学、心理学、倫理学、宗教学は、基本図書を中心に収集する。 ② 宗教は、特定の宗教に偏らないよう収集する。 ③ 人生訓関係の資料は、同一著者・類似内容に偏らないように収集する。 |
| 歴史・伝記・地理・地誌 | 2類 | <ul style="list-style-type: none"> ① 歴史関係の資料は、各国・各時代のもを収集する。学派・学説・歴史観などを考慮し、特定の史観に偏らないように収集する。また幅広い利用を考慮し、様々なレベルのもを収集する。 ② 伝記資料は、客観的な情報に基づいて被伝者を紹介しているもので、各分野の著名人物の伝記を中心に収集する。 ③ 人名事典・人名録などレファレンスに役立つものを収集する。 ④ 地理・地誌関係の資料は、各国・各地域のもを最新のデータに留意し収集する。 ⑤ 旅行案内については、類書の所蔵状況・利用頻度を考慮して収集する。 ⑥ 地図は近畿圏を中心に、利用頻度を考慮して選択的に収集する。 |
| 社会科学 | 3類 | <ul style="list-style-type: none"> ① 社会・文化事情関係の資料は、今日的テーマを扱ったものを中心に各国・各地域についてのものを収集する。 ② 政治関係の資料は、日本を中心に収集する。また諸外国については、主要なものを選択的に収集する。 ③ 法律関係の資料は、基本図書を中心に収集し、各法の入門書や概説書、及び実用的なものも留意する。また法律の改定に応じて、情報の更新に努める。 ④ 経済・経営関係の資料は、各分野の基本図書を中心に収集し、入門書や概説書、及び実用的なものも留意する。 ⑤ 社会関係の資料は、生活・家庭・女性・高齢者・社会福祉など各分野の基本図書を中心に収集する。また、市民生活に関わりが深く関心も高いと思われるので、今日的課題にも留意して収集する。 ⑥ 教育関係の資料は、基本図書・入門書を中心に、関心の高さも考慮し |

| | | |
|------------|----|--|
| | | <p>て収集する。</p> <p>教える側、学ぶ側、保護者やボランティアなど、それぞれの立場に立った資料の収集に努める。</p> <p>⑦ 冠婚葬祭・年中行事に関する資料は、基本図書及び実用的なものを収集する。</p> <p>⑧ 民俗学に関する資料は、索引や出典に留意し、入門書・基本図書を中心に収集する。</p> <p>⑨ 国防・軍事に関する資料は、入門書・基本図書を中心に収集する。また最新の世界事情にも留意して収集する。</p> |
| 自然科学・医学 | 4類 | <p>① 自然科学は進歩と変化が著しい分野であることに留意して、最新の情報や学説を収集するよう努める。</p> <p>② 自然科学に関する資料は、各分野の入門書・概説書を中心に収集する。</p> <p>③ 医学・薬学関係の資料は、入門書・概説書を中心に実用書も収集する。</p> <p>④ 健康法に関する資料は、医学的根拠や科学的信頼性に配慮し、選択的に収集する。</p> |
| 技術・工学・家政学 | 5類 | <p>① 技術・工学に関する資料は、入門書・基本図書を中心に専門的なものも収集する。</p> <p>② 建築に関する資料は、最新の情報だけでなく、歴史にも留意して収集する。</p> <p>③ 公害・環境に関する資料は、話題性・時事性にも考慮し、幅広く収集する。</p> <p>④ 自動車・鉄道に関する資料は、選択的に収集する。</p> <p>⑤ 原子力に関する資料は、幅広く収集する。</p> <p>⑥ 情報科学・コンピューターに関する資料は、最新の情報を収集するよう努める。</p> <p>⑦ 日曜大工・裁縫・着付け・手芸・料理・住居・インテリアに関する資料は、実用性の高いものを中心に幅広く収集する。</p> <p>⑧ 家庭医学・育児に関する資料は、実用性の高いものを中心に収集する。</p> |
| 産業 | 6類 | <p>① 各産業に関する資料は、基本図書を中心に、地域の産業状況に配慮して収集する。</p> <p>② 農業・食料問題・森林問題などに関する資料は、話題性・時事性にも考慮し、幅広く収集する。</p> <p>③ 園芸に関する資料は、実用性の高いものを収集する。</p> <p>④ ペットに関する資料は、多くの利用者が利用出来るものを収集する。</p> <p>⑤ 運輸・交通・通信・放送に関する資料は、基本図書を中心に収集する。</p> |
| 芸術・スポーツ・諸芸 | 7類 | <p>① 市民の教養・趣味・娯楽に役立つ資料を、鑑賞、研究と製作・実技の両面にわたり、幅広く収集する。</p> <p>② 趣味の分野は、入門書を中心に幅広く収集する。</p> |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>③ 市民の趣向や流行に留意し、新しい分野についての情報も迅速に提供できるように努める。</p> <p>④ 芸術関係の資料は、入門書から専門書まで幅広く収集する。</p> <p>⑤ 芸術は利用者の教養・趣味・流行を考慮し、鑑賞・研究及び実技・制作に関するものを収集する。</p> <p>⑥ 美術全集・画集・写真集・工芸品集などは、著名な画家・作家の作品が掲載されている評価の高い基本的なもので、類書の少ないものを中心に収集し、高額なものは厳選して収集する。</p> <p>⑦ 漫画は、各漫画賞の受賞作品や社会的評価の定まった作品を主として収集し、芸術性を兼ね備えた作品を収集する。原則完結しているものを対象とする。また、学習漫画、及び漫画で表現することで多岐にわたる分野への理解に役立つものを収集する。活字で読むのが困難な場合でも、読書の楽しみを得られるものを収集する。</p> <p>⑧ 音楽・演劇・映画関係の資料は、各分野の基本図書を中心に、話題性・時事性にも考慮して幅広く収集する。</p> <p>⑨ テレビ・映画などの個々の作品に関する資料や、芸能人・芸能界に関する資料は、期間や利用対象に限られる資料も多いため、厳選して収集する。</p> <p>⑩ スポーツ・体育関係の資料は、各分野の基本図書を中心に、新しいスポーツにも配慮し、各種スポーツの紹介・実技・ルールの解説など利用者の観戦・実践に役立つ資料も収集する。</p> |
| 言語 | 8類 | <p>① 言語学は、実用書から基本的な学術研究書までを収集する。</p> <p>② 各国語の語学書は、利用が多いと思われる言語を中心に、選択的に収集する。</p> <p>③ 手紙・挨拶・スピーチに関する資料は、多くの利用者に役立つような実的なものを収集する。</p> |
| 文学 | 9類 | <p>① 文学は、幅広く収集する。</p> <p>② 古典文学についての資料は、評価の定まった各国の文学作品、学術研究書を収集する。</p> <p>③ 古典や海外文学についての資料は、同一作品であっても現代語訳や翻訳者が異なるものは収集する。</p> <p>④ 著名な作家、文学者については、個々の作品だけでなく、個人全集・伝記・評論・作家研究書なども収集する。</p> <p>⑤ 現代小説・随筆は、幅広く収集する。</p> <p>⑥ 個人詩集・歌集・俳句集については、評価の定まった著者の作品を中心に収集する。</p> <p>⑦ 各種文学賞受賞作品は積極的に収集する。</p> <p>⑧ 時事・話題性のある作品は、積極的に収集する。</p> |

2 児童図書

別表 2

| 区分 | 分類 | 類別収集基準 |
|----|------|--|
| 共通 | 0～8類 | <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもに分かりやすく、正確な情報を記述したものを収集する。 ② 図版、写真、イラスト、索引などに留意して資料を収集する。 ③ 事典類を中心に、調べ学習や総合的な学習、教科学習、人権、平和学習等に対応できる資料を収集する。 ④ 子どもの旺盛な知識欲に応えられるよう、幅広い多様なテーマの資料を収集する。 ⑤ 子どもたちの趣向や流行に留意して収集する。 |
| 文学 | 9類 | <ul style="list-style-type: none"> ① 内容、挿絵などを含めて、創造性・想像性・文学性に富んだものを収集する。 ② 子どもの豊かな想像力を養えるものや、子どもの視野を広げるものを中心に幅広く収集する。 ③ 評価の定まった作品は、積極的に収集する。 ④ 子どもに人気のある作品は、内容を検討し、複本購入も考慮しながら、積極的に収集する。 |

附則

この指針は、平成30年4月1日から施行する